令和7年度申込み受付中

箱根町こども宅食サービス

春休みなど学校の長期休暇中に給食の提供がない平日の昼間に、就労等で保護者が不在となる家庭等を対象に、お子様の見守りを兼ねた配食サービスを行っています！

利用額
300円
（税込）

600円のお弁当代のうち、300円と配達料を町で負担します!

※児童扶養手当受給者等、一部対象世帯は無料です。

- ①申請書を利用開始約10日前までに子育て支援課または各出張所へ提出。
  申請書は子育て支援課・各出張所にあります。
- ②希望する日の3営業日前までに電話等で子育て支援課へ利用日の申し込み。
- ③利用日の午前中を目途に委託業者（フードサービス美笑）さんがお弁当を各家庭（放課後児童クラブ）に配達！※当日不在の場合はキャンセル扱いとなり300円料金が発生します。キャンセルの場合は前日の正午まで連絡してください。

支払方法：翌月町から発送される納付書にて月末までに納付してください。

お申込み
お問い合わせ

TEL 0460-85-9595 （平日:8:30～17:15）

福祉部子育て支援課子育て推進係